

地域部会規程

第1条 (目的)

FIC は以下の目的のために、地域部会を設置する。

- (1) 地域密着型の活動を推進する。
- (2) 各地域の委託先（学校などの教育機関、市町村、地元企業など）からのニーズに的確に対応できるようにする。
- (3) FIC の各種自主事業を実施するためのフィールドを開発する。
- (4) 地域について詳しく且つ総合的に理解している担当者を育成する。
- (5) FIC 会員がお互いに交流・親睦を図り、情報交換などを通じて森林インストラクターとしてのスキルを向上するための場を提供する。

第2条 (対象)

原則として、FIC 会員を対象とする。

第3条 (地域区分)

- (1) 千葉県を大括りに、東葛地区を中心にした県北部を北総地域、千葉市を中心にした県中央部を中央・九十九里地域、および房総半島南部を南総地域に区分けし、それぞれの地域を担当する部会として、北総部会、中央部会、南総部会を設置する。
- (2) 各地域部会の活動は、各地域に居住する会員が中心になって推進することが期待される。但し、FIC 会員は居住地に係わらず、どの部会の活動にも自由に参加できる。
- (3) 各部会の活動する場所は担当地域を中心にするが、活動テーマに応じて県内の他の地域や隣接する他の都県に及ぶこともある。

第4条 (内容)

- (1) 地域ごとの事業内容
各地域部会の具体的な事業内容・特色・運営体制などについては、本規程の別紙に記載する。
- (2) 受託事業
地域部会は、受託事業部と協力して、各地域における受託案件を実施する主体となる。受託事業の実施方法などは、FIC の「受託事業規程」に定める。
- (3) 定例会
地域部会独自の活動、或いは受託事業の下見などの形で定例会を行い、そ

の活動を通じて、フィールド開発、地域に精通した人材の育成、森林インストラクタースキルの向上を図る。

第5条 (運営)

- (1) 受託事業については、一義的には受託事業部が FIC の窓口となり、受託条件の交渉などを行うが、定例的・継続的な案件については、各地域部会が直接の窓口となって、案件を取り進めることができる。
- (2) 定例会については各地域部会の担当理事又は部会の運営を委嘱された会員が、各講座の企画・運営を行う。
- (3) 定例会の企画に際しては、企画会議を開催し、会員から広くニーズや提案を募ることができる。
- (4) 必要に応じて運営スタッフを置くことができる。
運営スタッフに対する業務手当ては無償とする。但し、業務量が一定以上になったと認められる場合は、担当理事の申請により、理事会の承認を得て、業務手当てを設定できる。

第6条 (受講料)

定例会の受講料は無料とする。

但し、担当理事の判断により、下見や資料作成等にかかった経費は参加者から徴収することができる。この場合、金銭の授受は参加者間で完結させる。

第7条 (個人情報管理)

本講座に関連して収集する、受講者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FIC の「個人情報保護規程」に従って管理する。

第8条 (安全・保険)

本講座（下見を含む）に関する安全管理は、FIC の「安全管理規程」「保険管理規程」に従って実施する。

定例会参加者の保険は各個人が加入するスポーツ安全保険など各参加者の責任で付保する。FIC としての保険（グリーンボランティア保険など）は付保しない。

第9条 (その他)

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則 1 2021 年 4 月 12 日 制定、施行

付則 2 2023 年 4 月 1 日 改定

<別紙、各地域部会の事業内容等>

1. 北総部会

(受託事業)

- (1) 船橋県民の森
毎月第3日曜「自然ウォッチング」
- (2) 印西市教育センター（草深の森）
春と秋に行う「親子自然観察会」
- (3) 船橋教育委員会（船橋青少年キャンプ場）
プレイパーク（夏休み期間中2日間）
クラフト教室（11月）

(定例会)

不定期に実施（土日祝日開催）

2. 中央部会

- (1) 一年間に10回程度担当者を決めて、第1日曜日に中央部会を開催する。
- (2) 各講座のコース開拓、下見等を協力して行う。
- (3) 樹木医会と協力して「子ども樹木博士」の開催（青葉の森公園）。

3. 南総部会

(受託内事業など)

- (1) 君津市教育委員会、清和県民の森、地元企業などから受託
- (2) 清和県民の森は、年間講師派遣契約に基づき年8回程度講師を派遣
- (3) 君津市教育委員会は、計画を協議の上、学校に講師を派遣する